



JASDAQ

平成22年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社インデックス・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 落合 正美
(JASDAQ・コード4835)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役業務部長 久保 亮三
電 話 03-5779-5080

当社等に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、平成22年4月28日付け「訴訟判決に関するお知らせ」においてお知らせいたしました訴訟の判決につきまして、控訴人より不服があるとして下記のとおり控訴がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 裁判所および控訴年月日

- (1) 裁 判 所：知的財産高等裁判所
- (2) 控訴年月日：平成22年5月13日（控訴状受領日平成22年6月17日）

2. 控訴人（原告）

- (1) 商 号：株式会社ハイパーキューブ
- (2) 本店所在地：東京都世田谷区三軒茶屋1丁目36番17号
- (3) 代 表 者：福田 修二

3. 経緯

本件は、当社子会社である株式会社インデックス、当社および落合正美氏の3者（以下、「当社側」といいます。）が、株式会社ハイパーキューブ（以下、「ハイパーキューブ」といいます。）より、株式会社インデックスが携帯電話サイトで使用しているプログラムが、ハイパーキューブのプログラムを無断で複製したものであるとして、著作権侵害を理由とする損害賠償請求を受けていたものであります。（著作権侵害の開始時期が、当社の会社分割前の時期であることを理由に、ハイパーキューブは、株式会社インデックスの他に、当社に対しても連帯して損害賠償を行うよう求めております。）

第一審における原告からの損害賠償請求額は33億8,000万円超でしたが、平成22年4月28日に東京地方裁判所において、当社側に対して合計115万円相当の支払を命じる判決と

なりました。

本件は、原告であるハイパーキューブがこの判決を不服として、知的財産高等裁判所に対し、控訴を提起したものであります。

4. 控訴の趣旨

(1) 原判決の取り消し

(2) 主位的請求

①当社側に対し、連帯して金33億7,913万3,423円および遅延損害金を支払うこと。

②落合正美は、金550万円および遅延損害金を支払うこと。

③訴訟費用は、当社側の負担とすること。

(3) 予備的請求（主位的請求が認められない場合の請求）

①当社は、金24億9,594万5,911円および遅延損害金を支払うこと。

②株式会社インデックスは、金8億4,933万7,512円を支払うこと。

③落合正美は、金500万円および遅延損害金を支払うこと。

④訴訟費用は、当社側の負担とすること。

5. 今後の見通し

当社は、当初より著作権の侵害の事実はなく、原告側の主張には根拠ないものと考えており、現時点においては当期の連結業績に修正の予定はありません。

以上